



オリンピックへの第一歩

第1回美深町長杯エアリアル大会（3月11日）

BIFUKA 2006
(平成18年) 4

●まちの動き（2月末現在）
人口／5,569人（-19）・世帯数／2,481世帯（-5）

ホームページアドレス
<http://www.town.bifuka.hokkaido.jp>



資源を大切にこの広報誌は再生紙を使用しています。
今月号から「広報誌びふか」は白黒一色刷に変わります。

平成18年度の予算が決まりました 美深町総予算額 67億円

平成18年度の予算が
3月の定例町議会において
承認されました。
広報びふかでは毎年4月号で
新年度予算についてお知らせし
1年間に行う事業を紹介しています。
別冊の「今年のまちの仕事」と
あわせてご覧ください。

美深町の全体予算
18年度の一般会計、特別会計、水道事業会計の予算額は、67億2,930万円となり、昨年度と比較して8,040万円の減となりました。これは、昨年度第3次行政改革の推進計画に基づき、人件費をはじめ徹底した経常経費の節減、補助金負担金の見直しなどに努めるこ

とににより、抑制縮小した予算が編成されたものです。予算額が43億2,000万円ですから、1億1,000万円の減となっていきます。1,000万円。前年度の42億円であるのが一般会計です。町の予算全体の約63%を占め、まちづくりの基本的な経費が中心として計上されるのが一般会計です。

一般会計を中心にしてその内容をご説明します。

一般会計予算の内訳

会計区分	平成18年度	平成17年度	増減	前年比(%)
一般会計	42億1,000万円	43億2,000万円	△11,000万円	97.5
国保会計	6億4,714万円	6億8,161万円	△3,447万円	94.9
老人保健会計	7億6,749万円	7億2,965万円	3,784万円	105.2
介護保険会計	4億3,600万円	4億3,951万円	△351万円	99.2
介護サービス事業勘定	2億3,093万円	2億3,555万円	△462万円	98.0
簡易水道会計	4,120万円	3,894万円	226万円	105.8
下水道会計	2億4,276万円	2億5,184万円	△908万円	96.4
水道事業会計	収入 9,664万円 支出 7,597万円	9,766万円 8,339万円	△102万円 △742万円	99.0 91.1
収益的	725万円	948万円	△223万円	76.5
資本的	支 出 7,781万円 計 1億5,378万円	2,921万円 1億1,260万円	4,860万円 4,118万円	266.4 136.6
合計	67億2,930万円	68億 970万円	△8,040万円	98.8

《歳入》

左の歳入の表を見てもわかるとおり、歳入全体の約60%を占める⑨地方交付税については、国の三位一体改革などにより、地方交付税の改革が進められ、7、800万円の減になりました。歳入の半分以上を依存している美深町にとって、大変厳しい状況になることも予想されます。

科目	平成18年度 予算額 (A)	平成17年度 予算額 (B)	比較 (A)-(B)
①町 税	3億6,339万円	3億6,513万円	▲ 174万円
②地 方 譲 与 税	1億7,100万円	1億5,024万円	2,076万円
③利子割交付金	180万円	180万円	0
④配当割交付金	40万円	40万円	0
⑤株式等譲渡所得割交付金	10万円	1千円	9.9万円
⑥地方消費税交付金	5,550万円	6,450万円	▲ 900万円
⑦自動車取得税	3,490万円	3,960万円	▲ 470万円
⑧地方特例交付金	1,010万円	1,230万円	▲ 220万円
⑨地 方 交 付 税	25億 900万円	25億8,700万円	▲ 7,800万円
⑩交通安全対策特別交付金	140万円	130万円	10万円
⑪分担金及負担金	3,131万円	3,569万円	▲ 438万円
⑫使用料及手数料	9,338万円	9,861万円	▲ 523万円
⑬国庫支出金	1億9,833万円	2億3,871万円	▲ 4,038万円
⑭道 支 出 金	1億4,566万円	1億5,146万円	▲ 580万円
⑮財 産 収 入	3,202万円	4,740万円	▲ 1,538万円
⑯寄 付 金	3千円	3万円	▲ 2.7万円
⑰繰 入 金	1億8,210万円	4,190万円	1億4,020万円
⑱繰 越 金	3,000万円	3,000万円	0
⑲諸 収 入	6,291万円	6,013万円	278万円
⑳町 債	2億8,670万円	3億9,380万円	▲1億 710万円
歳 入 合 計	42億1,000万円	43億2,000万円	▲1億1,000万円

歳入

平成18年度 美深町予算

一般会計の項目別内訳

歳出

科目	平成18年度 予算額 (A)	平成17年度 予算額 (B)	比較 (A)-(B)
①議 会 費	6,348万円	6,338万円	10万円
②総 務 費	1億5,842万円	1億6,369万円	▲ 527万円
③民 生 費	5億 259万円	4億6,385万円	3,874万円
④衛 生 費	3億3,382万円	3億3,056万円	326万円
⑤労 働 費	1,107万円	1,113万円	▲ 6万円
⑥農 林 産 業 費	1億8,861万円	2億5,177万円	▲ 6,316万円
⑦商 工 費	1億8,856万円	1億4,421万円	4,435万円
⑧土 木 費	4億5,969万円	5億4,236万円	▲ 8,267万円
⑨消 防 費	1億9,167万円	1億9,237万円	▲ 70万円
⑩教 育 費	2億9,666万円	2億8,375万円	1,291万円
⑪災 害 復 旧 費	202万円	202万円	0
⑫公 債 費	10億2,074万円	10億4,322万円	▲ 2,248万円
⑬職 員 給 与 費	7億8,717万円	8億2,219万円	▲ 3,502万円
⑭予 備 費	550万円	550万円	0
歳 出 合 計	42億1,000万円	43億2,000万円	▲1億1,000万円

歳出

歳出は、町の借金にかかる元金償還および利息の支払いに要する経費である⑫公債費が、前年度より2、4、8万円少ない10億2、48万円となり、

⑦商工費では、びふか温泉本館客室改修、物産展示館トイレ改修工事の増により、前年度と比較して4、435万円と大きく減少し、

5万円の増額、⑩教育費では、公認エアリアルコース造成工事の増により前年度と比較して4、435万円と大きく減少し、

と比較して1、291万円

の増となっております。

本年度も、厳しい状況の中での予算編成となりました

が、さらに一層の経費の節減に努め事務事業の効率化を進めていきます。

は、別冊の「今年のまちの仕事」に、町長の町政執行方針、教育長の教育行政執行方針とあわせて掲載していますのでご覧ください。

北海道市町村合併推進構想策定に伴う

クラスター分析結果が公表

「北海道市町村合併推進構想」策定に伴うクラスター

分析（市町村の結びつきに関する分析）結果が公表されましたので、町民のみなさんにその内容についてお知らせします。

分析結果

住民の日常生活や経済活動、行政サービスの提供などにおいて、結びつきの強い市町村同士を同じグループに分類する統計的方法のことです。4分類31指標のデータを数値化し、札幌市を除く道内179市町村すべてが結びつくまでの分析となっています。

【具体的には…】

- 通勤、通学、買い物などの住民の日常生活圏
- 警察や保健所などの行政区域
- 農協や営業車の移動範囲など地域の産業経済圏
- 河川流域などの地勢的特性

分析についての結果を公表しました。

北海道は、2月14日開催した第4回北海道市町村合併推進審議会で、「市町村の結びつきに関する分析結果」いわゆるクラスター分

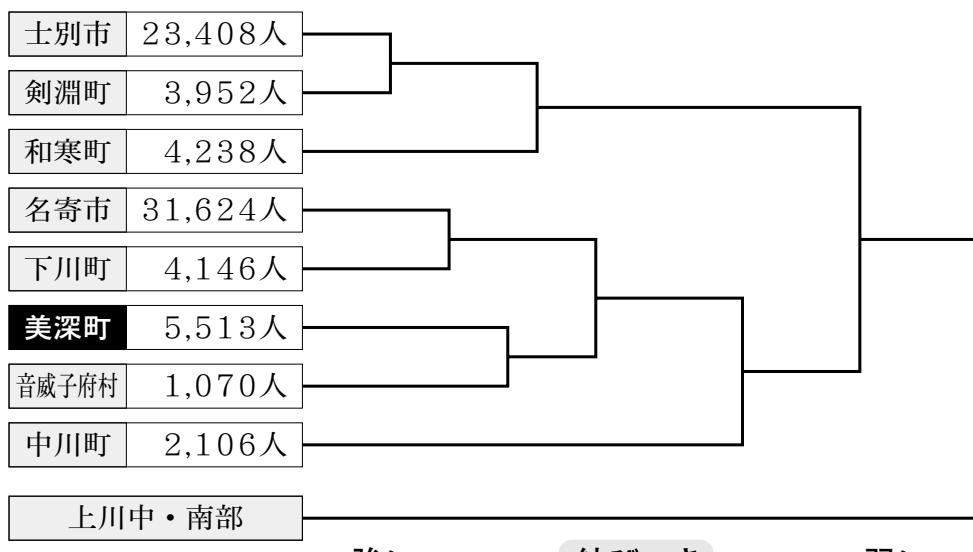
析とは、住民の日常生活や経済活動、行政サービスの提供などにおいて、周辺市町村との結びつきの状況を客観的に分析し、市町村の類似性、一体性の傾向を把握する統計的分析方法のことです。今回の分析結果を美深町でみると音威子府村が最も結びつきが強く、次に名寄市・下川町という結果となりました。

今後、北海道では

北海道では、合併新法の期間内で実現を目指す市町村の姿を「住民が適切な行政サービスの提供を受けることができる規模」とし、具体的な組み合わせ作成基準をおおむね人口3万人程度と示すとともに、広大な面積であることを考え、車での役場間の移動時間が80分を超える場合は、3万人に満たない組み合わせについても検討していくとしています。

■北海道広域行政・市町村合併ホームページ
<http://www.pref.hokkaido.jp/skikaku/sktssn/gappei/index.htm>

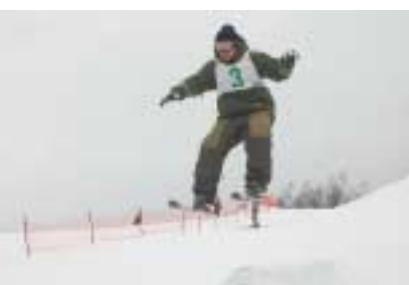
二上川北部管内のクラスター分析の結果 二



トーナメント表のような形で表され、自治体を重ねていくと、北海道が掲げる「おおむね3万人程度」の基礎自治体となります。



*市町村の結びつきが強いほど、組み合わせのやぐらの高さが低くなります。



▲町長杯では特設ジャンプ台を使い、町内の子どもたち20人と一般参加者たちがジャンプに挑戦しました！



▲トリノオリンピックに出場した水野剣選手や逸見佳代選手らが華麗な演技を次々に披露！

第1回美深町長杯・第25回北海道スキー選手権 エアリアル大会が開催されました！

3月11・12日の2日間にわたり盛大に開催されたエアリアル大会。
道北で初めての大会に訪れた観客は大興奮！その大会の模様を写真でお伝えします。

▼演技終了後に、選手たちが訪れた観客とふれあう場面もありました。



手続きは忘れずに！

国民健康保険の加入・脱退

わたしたちは、誰もが国民健康保険や職場の健康保険（健康保険組合や共済組合など）のいずれかの医療保険に加入しなければなりません。

国民健康保険の加入や脱退の手続きは皆さんに行うことになりますので、転入・転出、就職・退職などの際は、忘れずに14日以内に届け出をしましょ。

脱退の届け出が遅れると…

○保険証を返還し忘れて、うっかり国保の保険証で受診してしまうと、国保から給付された分の医療費は、あとで返していただくことになります。

○職場の健康保険の加入手続き中で、保険証がまだ交付されていないときには、かかりたいときは、国保の保険証は使わずに、職場に相談してください。

加入の届け出が遅れると…

○会社などを退職したときから国保に加入の届け出をするまでにかかる医療費は、全額自己負担になります。

○保険税は被保険者になつた時点（会社などを退職した日の翌日）までさかのぼって納めることになります。

転入・転出したときは忘れずに国保の届け出を！



■問合せ先

役場住民生活課

生活環境グループ（国保医療）

TEL 2・1611 (内) 123、128

4月1日からは美深町で取り扱います

※自家用広告物の10m²以下の場合は許可は不要です。

屋外広告物の届け出は4月1日から美深町に！



■問合せ先
役場産業施設課
TEL 2・1611 (内) 172

介護保険被保険者証の更新の時期です

町では介護保険被保険者（65歳以上の方全員と要介護認定を受けた40歳以上の方）の皆さんに被保険者であることを証明する証書として「介護保険被保険者証」を交付しています。この被保険者証の有効期限が平成18年3月31日となっています。

ご了承いただきますようお願いします。

お届けしますので、お

かかりたいときは、国保の保険証は使わずに、職場に相談してください。

■問合せ先
役場住民生活課
保健福祉グループ（介護）
TEL 2・1611 (内) 124

北海道では道州制を目指した取り組みの中で、住民により身近な事務・権限について市町村に委譲するよう協議を進めています。美深町においては、平成18年度から屋外広告物に係る事務・権限が委譲されることになりました。

■屋外広告物とは
自家用・案内用広告物で、

■屋外広告物の許可
広告物の設置には許可が必要となり、許可手数料がかかります。

■問合せ先
役場産業施設課
TEL 2・1611 (内) 172

なお、昨年10月以降に新たに資格取得している方

（65歳の誕生日を迎えた、転入されたなど）や要介護認定などの手続きをされている方には有効期限を記載していらない被保険者証をお届けしています。

有効期限の記載のない被保険者証をお持ちの方はそのまま継続してご使用いただけます。

ご了承いただきますようお願いします。

お届けしますので、お

かかりたいときは、国保の保険証は使わずに、職場に相談してください。

災害発生時あなたは何をしますか？



▲災害時の行動についてグループで意見交換

日常の防災に対する意識の向上を図ることを目的とした防災研修会が3月4日した防災研修会が3月4日文化会館COM100で行されました。

住民の命を守るために！

を行ってきました。

や技術の向上を図ろうと上川北部救急業務高度化推進協議会と上川北部消防事務組合消防本部主催の「救急隊員研修会」が2月22日、美深消防署で行われました。

消防署員の救急への知識や技術の向上を図ろうと上川北部救急業務高度化推進協議会と上川北部消防事務組合消防本部主催の「救急隊員研修会」が2月22日、美深消防署で行われました。各市町村から集まつた消防職員たちは、人工呼吸や心臓マッサージの方法、車外救出の方法など互いによりよい方法を模索しながら意見交換を重ね、実技研修

は旭川医科大学医師の玉川進さんを講師に招き「知つておきたい最新の知識」と題した講演も行われました。講演では、「トリアージ」と呼ばれる災害医療で多数の傷病者を重傷度と緊急性によって分別する正しい方法や「AED（電気ショック機器）」の重要性と普及させるために必要なことな



▲真剣に実技研修に取り組む参加者たち

を行つてきました。また、美深町出身で現在は旭川医科大学医師の玉川進さんを講師に招き「知つておきたい最新の知識」と題した講演も行われました。講演では、「トリアージ」と呼ばれる災害医療で多数の傷病者を重傷度と緊急性によって分別する正しい方法や「AED（電気ショック機器）」の重要性と普及させるために必要なことな



〔7〕 広報びふか 平成18年(2006年)4月号

「災害発生時における対策を考える」をテーマにワークショップ形式で行われた研修会では、実際に災害が発生したという想定で「地震の直後、3時間後、避難指示発令後、避難所に持参する物」など、その時に自分が何をすべきかを考えて書き出す机上での模擬訓練に取り組みました。

また、その結果について、グループ内で意見交換を行い、町と町教委が主催したもので、町内の自治会代表者や役場、消防職員など約70人が出席しました。

協力協定を結んだ北海道教育大学の生涯学習教育研究センターの出前講座を活用し、町と町教委が主催したもので、町内の自治会代表者や役場、消防職員など約70人が出席しました。

この研修会は、昨年相互に何をすべきかを考えて書き出す机上での模擬訓練に取り組みました。

また、その結果について、グループ内で意見交換を行い、町と町教委が主催したもので、町内の自治会代表者や役場、消防職員など約70人が出席しました。

この研修会は、昨年相互に何をすべきかを考えて書き出す机上での模擬訓練に取り組みました。

また、その結果について、グループ内で意見交換を行い、町と町教委が主催したもので、町内の自治会代表者や役場、消防職員など約70人が出席しました。

ボランティアグループ「いぶきの会」が高齢者ドライバーズクラブを結成

高齢者ドライバーズクラブを結成

ボランティアグループ「いぶきの会」の高齢者ドライバーズクラブ（石川孝代表）結成式が3月3日、美深警察署で行われました。昨年、北海道での交通事故死者数は14年ぶりに全国ワーストワンを返上したものの、その一方で、65歳以上の死者数が全体における40パーセントを占め、また高齢運転者によって引き起こされた交通事故死亡者数が増加してきています。

高齢化社会の進展に伴い、高齢者や高齢運転者の交通事故防止が急務となっていますことから、美深警察署といぶきの会の連携で、高齢者ドライバーズクラブを組織化して交通安全を推進することになりました。同クラブは、いぶきの会の運転免許保持者22名で構成され、今後、学習会や運転技術講習、啓蒙活動などを通じて、高齢運転者に安全運転を呼び掛けていく活動を行つていきます。

●「いぶきの会高齢者ドライバーズクラブのみなさん

街角カメラ

◎ トピックス ◎

昨年12月に発足したびふか国際交流サークル主催による「英語であそぼ！」が文化会館COM100で開催されました。参加した子どもたちは近隣市町村の外国語指導助手たちと料理やゲームなどを通して異文化交流を深めていました。
(2月18日)



包みで爆笑され、いよいよ始まりました。次々に、漫才や会場全体が笑いの渦になってしまった。3月5日

どるで催され、いいネタまきました。に、漫才や会場全体が笑いの渦になってしまった。

自業で事業化され、スケーライトショートコントが文化木工になりました。

なテレビでお馴染みのスピードワゴン（写真）

どお芝居人4組が登場したCOM100



子どもの自立心の養成と文化活動の発展を目的とした「キッズ・オン・ステージ」こども文化祭が文化ホールで初めて開かれました。民謡や北斗太鼓・吹奏楽などが発表されると会場からたくさんの方々が拍手が贈られていました。
(2月19日)



町内会の住民同士で交流を深め、安心して暮らせる地域づくりを目指そうと第1町内会で「ふるさと・ふれあい演芸会」が第1コミセンで開かれました。カラオケや踊り、寸劇などが発表され、楽しみながら交流を深めていました。
(2月26日)

美深町生涯学習グループ連絡会議主催の交流会「春ほんのり」が文化会館で行われました。カラオケ愛好者など多数参加し、歌や踊りなど日々の練習の成果を発表。参加者たちは、親睦と交流を深めていました。
(3月6日)

裁判所までご相談ください。詳しくは、最寄りの家庭支援する制度のことです。

認知症、知的障害や精神障害のある方が、社会生活において様々な契約などの行為を行う際、自分に不利益な契約でも判断能力が十分なために契約を結んでしまう悪徳商法などの被害に遭う場合があります。

「成年後見制度」は、法的に代理・同意権などの権利を与えた成年後見人が「預貯金や不動産など財産管理」「医療施設・介護施設への入退所などの同意」「不利益な契約の取消し」などの法律行為を本人に代わって行うことで保護し、支障する制度のことです。

成年後見制度とは？

「おじゃまします！」



在宅介護

支援センターです！

こんな時には、この制度を!!

～成年後見制度～

【法定後見】

すでに判断能力がない、あるいは不十分なために、契約上のトラブルや財産管理に問題を抱えている場合は…



成年後見制度には「法定後見」と「任意後見」があります。「法定後見」では、本人の判断能力の程度に応じて「後見」「保佐」「補助」に分類され、家庭裁判所がこの類型に従い「成年後見人」「保佐人」「補助人」を選任します。(下図)

類型	判断量力の程度
後見	①日常的な買い物も自分で出来ない ②家族の名前など日常的な事柄が分からぬ ③植物状態にあるなど
保佐	日常的な買い物は自分でできるが不動産の売買など重要な財産行為は自分でできない。
補助	重要な財産行為について、自分でできるかもしれないが、できるかどうか心配される。(本人のためにも、代行することが望ましい)

※判断能力の程度に応じて、成年後見人等が本人に代わって行える法律行為も異なります。

【任意後見】

今は身の周りのことは自分でできているけれど、将来に備えて…



将来、判断能力が低下したときに備えて、財産の管理や施設への入所などの身上に関する事柄を代行する人（任意後見人）をあらかじめ選び、その内容と方法を決めておく制度です。

【具体例】補助開始事例

- ①本人の状況：軽度の認知症
- ②申立人：長男
- ③補助人：申立人
- ④概要

本人は、最近お米を研がずに炊いてしまうなど、家の失敗が見られるようになり、また、長男が日中仕事で留守の間に、訪問販売人から必要な高額商品を購入してしまいました。

困った長男が家庭裁判所に補助開始の審判の申し立てをし、併せて本人が10万円以上を購入することについて同意権付与の審判の申し立てをしました。

家庭裁判所の審理を経て、本人について補助が開始され、長男が補助人に選任されて同意権が与えられました。その結果、本人が長男に断りなく10万円以上の商品を購入してしまった場合には、長男がその契約を取り消すことができるようになりました。

【成年後見についてのお申し立て、ご相談は…】
【この記事に関するお問い合わせは…】

旭川家庭裁判所名寄支部 TEL 01654・3・3331
在宅介護支援センター TEL 9・2201

度です。これは大きじ1杯弱の量です。
しかし、この僅かな量で、全身の状態がわかるのです。
皆さんには段階があります。



疾病の予防には3つの段階があります。

それは、①発病を予防する一次予防。②早期発見・早期治療、血管変化を予防する二次予防。③発病後進行を抑制し再発や重症化を防ぐ三次予防です。

健診は、自分の体が今どういう状態かを知る大事な一次予防のことです。

度です。これは大きじ1杯弱の量です。
しかし、この僅かな量で、全身の状態がわかるのです。
皆さんには段階があります。

度です。これは大きじ1杯弱の量です。
しかし、この僅かな量で、全身の状態がわかるのです。
皆さんには段階があります。

度です。これは大きじ1杯弱の量です。
しかし、この僅かな量で、全身の状態がわかるのです。
皆さんには段階があります。

セット健診が 変わります！



■食生活のご相談は
役場住民生活課
保健福祉グループ
TEL 2-1611
(126、197)

最近「40歳になるまでに正しい生活習慣の確立」という新たな目標が国で打ち出されました。それを受け、町では、今まで一次予防としてセット健診対象者を30歳以上としてきましたが、その血液の質と巡りを検査するのが基本健診です。健診は、採血で何本も血液を探られるイメージがありますが、実際には約10cc行います。

度です。これは大きじ1杯弱の量です。
しかし、この僅かな量で、全身の状態がわかるのです。
皆さんには段階があります。

予防には段階がある

度です。これは大きじ1杯弱の量です。
しかし、この僅かな量で、全身の状態がわかるのです。
皆さんには段階があります。

度です。これは大きじ1杯弱の量です。
しかし、この僅かな量で、全身の状態がわかるのです。
皆さんには段階があります。

度です。これは大きじ1杯弱の量です。
しかし、この僅かな量で、全身の状態がわかるのです。
皆さんには段階があります。

年
金
窓
口
か
ら

住民生活課
生活環境
グループ
☎2-1611
内線121番

こちら警察署

美深警察署
☎ 2・1110

新入学(園)児の交通事故の防止

■児童のみなさんへ

○新学期が始まり、学校や幼稚園に初めて通うことになったお友達がたくさん歩いています。お兄さんやお姉さんは、道路を渡つたり、歩道を歩くときは、新入生のお手本になるようにしっかり行動しましょう。

○道路を渡るときは信号が青になつても、あわてないで、車が止まるのを確かめてから渡りましょう。

○トラックなどの大きな車には、運転手さんから見えないところがたくさんあります。近くで遊ばないようになります。近くで遊ばないようになります。

○新入学(園)児の姿が目につく季節になりました。子供たちを見かけたら、アクセルをゆるめ、学校の近くや通学路では、特に慎重な運転に心掛けましょう。

○お子さんと通学・通園路と一緒に歩いて、危険な場所や車の危険な動きについてわかりやすく教えてあげて、安全な行動が取れるように指導しましょう。

春の全道火災予防運動が始まります!

あなたです
火のある暮らしの
見はり役

春は空気が乾燥し、火災が発生しやすい時季です。小さな火でも取扱いを誤ると火災になる恐れがありますので火気使用の際には十分注意しましょう。

また、ご家族以外の方でも、声を掛け合うなどして地域ぐるみで事故を未然に防ぐよう努めましょう。万が一、転落を発見した場合は、ただちに消防署に119番通報してください。

消防署



だより

雪解けによる河川等の増水にご注意を!

日増しに暖かい日が多くなる季節を迎えますが、一方で融雪により河川が増水する時季であります。

○交通ルールは、事故を起こしたり、被害に遭わないための大変な決まりです。日常生活の中でお手本を示しながらしっかりと教えてあげましょう。

○お子さんと通学・通園路と一緒に歩いて、危険な場所や車の危険な動きについてわかりやすく教えてあげて、安全な行動が取れるように指導しましょう。



クション詐欺被害や不正アクセスなどの深刻な事件、トラブルも発生しています。インターネットは電子空間を利用することができますが、間を介して個人情報をなど商取引などは現実世界と変わるものではありません。

をスローガンに4月20日から4月30日まで全道火災予防運動が始まります。(美深町は5月31日まで引き続き実施します。)

運動期間中は消防指令車で防火広報を行う予定です。皆さんもこの運動を機にご家庭や職場の火気設備などの総点検を行ってはいかがでしょうか。

火の用心を!



美深消防署
TEL 2-11136

暮らしの お知らせ

このコーナーには、皆さんの暮らしに役立つ情報を掲載しています。くわしくはそれぞれの問合先へご連絡ください。

役場(代表)
☎ 2-1611

生活

春は異動の季節 住所の変更是確実に

春は、大学への進学や就職・転勤などの異動の季節です。

また町内での転入や転出、また町外からの転入や転出、

また、本人か世帯主(または代理人でも可)が必ず届出ください。

また、国民年金や国民健康保険に加入している人も手続きが必要です。

必要書類などを整理のうえ、お早めに手続きしてください。

■転入届

転入した日から14日以内に、転入証明書を添えて届出ください。

■転出届

町外へ住所を移すときは、

転出する前に手続きを行ってください。国外への転出を除き「転出証明書」を交付します。その後、転出先で転入の手続きを行ってください。

■転居届

美深町内で、住所を変更したときは転居した日から14日以内に届出ください。

役場住民生活課

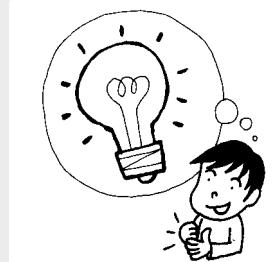
TEL 2-1611(内)121
環境生活グループ

■転入・転出される場合に上下水道の届け出も忘れずに

転入されたときは、使用開始日・使用者名などをご連絡ください。

転入した日から14日以内に、転入証明書を添えて届出ください。

事前(1週間前)にご連絡下さい。なお、水道は引越しの当日まで使用でき



発明の日
(4月18日)

ます。ご連絡していただることは、住所・お客様の氏名・水道使用者番号・転居される日時・転居先住所・電話番号などです。また、家を新築なさると、または家の改築や長期不在などで長い間水道を使用されないときも連絡してください。

また、家を新築なさると電話番号などです。

○犬が死亡したときは飼い主の変更があったとき
※狂犬病の予防注射は、毎年1回受けなければなりません。
●対象／生後91日以上の畜犬
●日程／左表のとおり
●注射料／3,040円

●鑑札と狂犬病予防注射済票は、犬の首輪につけるようになります。
●狂犬病予防注射は、毎年1回受けなければなりません。
●対象／生後91日以上の畜犬
●日程／左表のとおり
●注射料／3,040円

平成18年度の犬の登録と狂犬病予防注射を次の日程で実施しますので、生後91日以上の犬を飼っている方は必ず受けてください。

狂犬病予防注射を必ず受けましょう

TEL 2-1611(内)148
管理グループ
役場産業施設課

予防注射を受けましょう！



●届出・登録・問合せ先
役場住民生活課
TEL 2-1014
生活環境グループ

●注射／上川北農業共済組合
美深診療所
TEL 2-1611(内)122
合

新たに犬を飼われた方は、30日以内に登録が必要です。『飼い犬の登録』※飼い犬の登録料／3,000円となります。飼い主の方は、登録した内容に次のような変更が生じたときは、役場に届け出をしてください。

●登録内容の変更届け出

月日	場 所	時 間
4月20日(木)	仁宇布コミュニティセンター	13:30~13:35
	東改善センター	14:10~14:30
	南改善センター	14:40~15:00
	川西改善センター	15:10~15:30
	富岡改善センター	15:40~15:50
	吉野地区農作業準備休憩施設	16:00~16:10
	清水地区農作業準備休憩施設	13:35~13:40
4月21日(金)	楠公民館	13:45~13:50
	東北公民館	13:55~14:00
	恩根内センタープラザ	14:10~14:40
	大手改善センター	14:50~15:00
	西紋改善センター	15:10~15:30
	斑渓改善センター	15:40~15:45
22日(土)	美深町役場北側車庫	9:30~11:30 12:30~14:30

当日都合の悪い方は、6月30日までに上川北農業共済組合美深診療所にて受けてください。

わがやの アイドル

佐藤 晴香 ちゃん

H17・4・11生、第1
父・陽亮さん 母・静香さん



○1日、1日の成長を楽しみに見守っています。
元気で健康に育ってください… (父・母)。

草刈 優紀 ちゃん

H17・4・19生、斑渓
父・昇一さん 母・尚子さん



○優しくて、まっすぐに育ってね
… (父・母)。

行政相談員

年金、登記、道路、河川、郵便、窓口サービスなど、役所の仕事についての苦情や、要望はありませんか。

その解決や改善に向け町内には行政監察局から委嘱された「行政相談委員」がいます。

相談は無料です。口頭、電話、手紙などでいろいろなご意見をお寄せください。

まちの相談員

真光宣昭さん
西1北4 TEL2・1418

問合せ先 役場総務課企画グループ
(内)164

重度身体障害者にハイヤーチケットを交付します

美深町では公共の交通機関を利用することができ困難な重度身体障害者を対象に、ハイヤーの基本料金36回分のチケットを交付していきます。なお、ハイヤーチケットの利用は美深ハイヤーに限ります。

ハイヤーチケット交付のお知らせ



■対象者 身体障害者手帳の交付を受けている次の人々に該当する方。

TEL 2・1611(内)125 役場住民生活課
保健福祉グループ

■問合せ先 印鑑・身体障害者手帳
チケットの有効期間は4月1日(4月1日以降に交付を受けた場合は交付日)から翌年3月31日まで。

■持参するもの

③障害の程度が3級で下肢障害者(児)、体幹機能障害者(児)および視覚障害者(児)で常時介添者を必要とする方

②障害の程度が1・2級の視覚障害者(児)及び体幹機能障害者(児)

事務説明会の開催

説明会

■日時 / 4月14日(金)

午後1時30分から

■場所 / 名寄市民文化センター(名寄市西13条南4丁目)

■問合せ先 名寄労働基準監督署

TEL 016542・3186

説明会のお知らせ



平成18年度 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

町内に固定資産(土地・家屋)をお持ちの方に、平成18年度の固定資産税の基礎となる評価額などが記載されている土地・家屋価格等縦覧帳簿を次により縦覧します。

なお、土地・家屋価格等縦覧帳簿に登録された価格について不服がある場合は、公示日から納税通知書を受け取った後60日までの間に、固定資産評価審査委員会に文書で審査の申し出ることができます。

■縦覧期間 / 4月3日(月)から6月30日(金)まで
(土・日曜日、祝祭日を除く)

■縦覧時間 / 午前9時から午後5時まで

■縦覧場所 / 役場住民生活課税務グループ窓口

※課税台帳の閲覧はいつでもできます(手数料300円)

問合せ先

役場住民生活課税務グループ

TEL 2・1611(内)117・189

天塙川だより

和寒町

このコーナーは、和寒町以北、9市町村からの話題を随時掲載しています。

コミュニティ放送局FMなよろ “Airてっし”が開局します

風連町と名寄市は合併により3月27日(月)から新名寄市となりますが、時を同じくしてコミュニティ放送局FMなよろ(愛称: Airてっし)が開局します。新しい名寄市民の声となり、地域や産業の活性化に大きな力となることが期待されます。今後は充実した番組を提供していく予定ですので、名寄市にお立寄りの際は、チャンネルをあわせて、一緒に楽しみませんか。

※周波数: 78.8MHz

問合せ先／株エフエムなよろ TEL01654-9-7000

3月の物価の動き

品目	単位	本月価格			前月価格	変動	前年同月 価格平均
		最低	最高	平均			
玉ねぎ	100g	21.0	24.8	22.9	20.7	2.2	19.8
キャベツ	100g	20.0	31.8	26.1	27.4	-1.3	28.6
さんま	100g	55.6	60.0	58.4	55.3	3.1	61.2
豚肉	肩肉100g	123.0	198.0	168.8	154.3	14.5	144.8
砂糖	スズラン印 1kg詰	118.0	229.0	167.5	167.5	0.0	170.8
サラダ油	ボリ1.5ℓ	410.0	523.0	454.3	454.3	0.0	422.0
鶏卵	中玉10個	158.0	178.0	168.0	175.5	-7.5	218.0
とうふ	1丁	78.0	92.0	85.5	85.5	0.0	85.0
しょう油	キッコーマン 1.0ℓ	308.0	313.0	310.3	310.3	0.0	311.5
灯油	配達1ℓ	82.0	82.0	82.0	77.8	4.2	60.0
ガソリン	レギュラー1ℓ	135.0	135.0	135.0	134.8	0.2	120.0

消費者モニター調 (単位: 円)

今年も町民菜園敷地の貸付を行います。次に該当する方で貸付を希望する方は期日までに申請願います。

■申請期日 4月10日(月)～26日(水)

■場所 農業振興センター南側

■募集区画 1区画 約700m²

■貸付料金 2,500円

(ア)管理一切は、借主の責任とします。
(イ)作物は、一般的な野菜物とします。
■**申込み・問合せ先** 役場総務課財務グループ(内)1611(内)1611郵送でお知らせいたします。

は抽選での決定となりますので、その際は結果を後日は栽培はできません。(ウ)営利を目的とした作物の栽培はできません。

心配ごと相談所のご案内

- 開設日時 毎月第1・第3火曜日
13時から15時まで
 - 開設場所 第3コミセン 2階第2研修室
 - 相談の内容 地域におけるいろいろな問題や苦情・悩みごと、他人に話せないことなど日常生活を営むうえでの心配ごと等の相談に応じます。
- ※専門的なことについては、関係機関に連絡するなど解決へのアドバイスを行います

●相談員名簿

氏名	電話	氏名	電話
世継 一道 (民生児童委員)	2-1508	田上 史 (人権擁護委員)	2-2807
二宮 京子 (民生児童委員)	2-1086	木幡 義一 (保護司)	2-2645
佐々木 俊 (民生児童委員)	2-2575	奥野 正行 (保護司)	2-1892
掛村 静子 (民生児童委員)	2-3465	窪田 耕治 (福祉生活支援員)	2-1540
増田 博宣 (民生児童委員)	2-3763	真光 宣昭 (行政相談員)	2-1418
高橋 健治 (道身障相談員)	2-1183	中野 勇治 (社協事務局長)	2-1488

◎各相談員へ「直接電話」での相談も応じます

—相談内容の秘密は厳守します—

問合せ先

美深町社会福祉協議会
TEL 2・1944 FAX 2・4101